

景観法(平成十六年六月十八日法律第百十号)

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

- 第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(定義等)

- 第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。)の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、都道府県に代わって第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。
- 2 この法律において「建築物」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。
- 4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に

供する施設をいう。

- 5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。
- 6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。
- 7 第一項ただし書の規定により景観行政団体となる市町村は、当該規定に基づき景観行政団体となる日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（景観計画）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
 - 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
 - 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
 - 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
 - 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
 - 二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
 - 三 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - 四 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
 - 五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和三十七年法律第八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和三十五年法律第三百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
 - 六 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
 - （1）道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
 - （2）河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準
 - （3）都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
 - （4）海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
 - （5）港湾法第三十七条第一項の許可の基準
 - （6）漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準
 - 七 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
 - 八 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）
- 六 その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項
- 3 前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
- 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
 - 二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの

- イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
 - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
 - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
 - ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 4 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
 - 5 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
 - 6 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
 - 7 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
 - 8 景観計画に定める第二項第五号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
 - 9 第二項第五号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号、第二号及び第五号ニに掲げる事項並びに同項第六号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
 - 10 景観計画に定める第二項第五号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

（策定の手続）

- 第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。
 - 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
 - 4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。
 - 5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国立公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。
 - 6 景観行政団体は、景観計画を定めるときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
 - 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為

四 景観計画に第八条第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第五号八(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

八 第六十一条第一項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(変更命令等)

- 第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。
- 2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。
 - 3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
 - 4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
 - 5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
 - 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
 - 7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
 - 8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
 - 9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の着手の制限)

- 第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日（特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百二条第四号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。
- 2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。
-

景観法施行令（平成十六年十二月十五日政令第三百九十八号）

（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）

第四条 法第八条第三項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）
- 七 火入れ

（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）

第五条 法第八条第三項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物の建築等（法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。以下同じ。）の制限は、次に掲げるものによること。
 - イ 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。
 - ロ 建築物若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面の位置の制限若しくは建築物の敷地面積の最低限度は、建築物又は工作物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為（以下単に「開発行為」という。）の制限は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。
- 三 法第十六条第一項第四号に掲げる行為の制限は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること。

（届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第八条 法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 二 仮設の工作物の建設等
- 三 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - （1）建築物の建築等
 - （2）工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - （3）木竹の伐採
 - （4）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
 - （5）特定照明
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 建築物の建築等
- (2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
- (3) 用排水施設(幅員が二メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
- (4) 土地の開墾
- (5) 森林の皆伐
- (6) 水面の埋立て又は干拓

(届出を要しないその他の行為)

第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ(第二十四条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号) 第四十三条第一項若しくは第二百五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第六十七条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号) 第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為
- 四 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号) 第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(変更命令等においてその履行に支障のないものとしなければならない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定)

第十一条 法第十七条第三項の政令で定める他の法令の規定は、次に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものとする。

- 一 軌道法(大正十年法律第七十六号) 第十四条
- 二 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号) 第十条第四項及び第十七条第一項
- 三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号) 第十一条第二項及び第十二条第三項
- 四 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号) 第六十八条第五項(同法第七十五条第三項において準用する場合を含む。)
- 五 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号) 第四十六条第一項
- 六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第三十九条第一項第一号、第五十一条第一項、第二項(同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)及び第三項並びに第五十一条の二第一項及び第二項
- 七 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号) 第五条(同法第十一条において準用する場合を含む。)
- 八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号) 第七条第一項、第十六条の二第一項及び第三十七条

(行為着手の制限の例外となる工事)

第十二条 法第十八条第一項、第六十三条第四項及び第六十六条第四項の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

景観法施行規則（平成十六年十二月十五日国土交通省令第百号）

（景観計画区域内における行為の届出）

第一条 景観法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、景観行政団体の長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

一 建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の建設等にあつては、次に掲げる図書

イ 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ハ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ニ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為にあつては、次に掲げる図書

イ 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ハ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

四 前三号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして景観行政団体の条例で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、景観行政団体の長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（届出が必要な事項）

第二条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（物干場その他の工作物）

第四条 景観法施行令（以下「令」という。）第八条第四号ロ（2）の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 道路（私道を除く。以下同じ。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物

二 消火設備

（物件の堆積の高さ）

第五条 令第八条第四号ロ（4）の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年3月24日条例第4号）

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、本市における美しい景観のまちづくりについて、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく施策その他の美しい景観のまちづくりに関する施策の基本となる事項等を定めて美しい景観のまちづくりを総合的に推進することにより、本市の個性と魅力を磨き高め、後代に継承することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）美しい景観のまちづくり 樹木の緑、河川の清流、新鮮なる大気に包まれた自然景観とこれらに包蔵された歴史的建造物、遺跡等及びこれらと一体をなして形成される環境（以下「伝統環境」という。）を保存育成するとともに、伝統環境との調和を保った景観を創出するまちづくりをいう。
- （2）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （3）工作物 門、塀その他の規則で定める工作物をいう。

第2節 基本理念等

（基本理念）

第3条 美しい景観のまちづくりは、郷土に対する誇りと愛着を持つことのできる良好な都市環境の形成が図られることを基本として行われなければならない。

- 2 美しい景観のまちづくりは、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により美しい景観が形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、美しい景観の整備及び保全が図られるよう行われなければならない。
- 3 美しい景観のまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい景観のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るための必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、美しい景観のまちづくりにおいて、市民及び事業者の主体的な取組に配慮しながら、先導的な役割を担わなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが美しい景観のまちづくりの主体として、美しい景観のまちづくりの重要性を認識し、理解を深め、自ら積極的にその推進に努めるとともに、本市が実施する美しい景観のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に関し、美しい景観のまちづくりの重要性を認識し、理解を深め、自ら積極的にその推進に努めるとともに、本市が実施する美しい景観のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

（建築物等の設計事業者等の責務）

第7条 建築物又は工作物の設計又は施工を業として行う者は、基本理念にのっとり、美しい景観のまちづくりの推進のために自らが果たすべき役割の重要性を認識し、その先導的な役割を担うよう努めるとともに、本市が実施する美しい景観のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観総合計画

(景観総合計画の策定)

第8条 市は、本市における美しい景観のまちづくりに関する基本的かつ総合的な計画(以下「景観総合計画」という。)を定めるものとする。

2 景観総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 目標及び基本方針
- (2) 美しい景観のまちづくりを推進するための施策に関する事項
- (3) その他必要な事項

3 市長は、景観総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、景観総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、景観総合計画の変更(規則で定める軽易な変更を除く。)について準用する。

第3章 景観計画

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第9条 市は、法第8条第1項の規定に基づき、本市の全域を同条第2項第1号の景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)とする景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

(景観計画において定める事項)

第10条 市長は、美しい景観のまちづくりを推進するため、景観計画区域内において、次に掲げる区域を定めることができる。

- (1) 伝統環境保存区域(伝統環境を保存育成するために必要な土地の区域をいう。以下同じ。)
- (2) 近代的都市景観創出区域(伝統環境との調和を保ちながら、近代的都市機能と一体をなして形成される景観を創出するために必要な土地の区域をいう。以下同じ。)
- (3) 伝統環境調和区域(伝統環境保存区域に隣接した地域において伝統環境との調和のとれた景観を形成するために必要な土地の区域をいう。以下同じ。)
- (4) 重要広域幹線景観形成区域(重要な幹線道路沿いにおいて広域的かつ連続的な景観を形成するために必要な土地の区域をいう。以下同じ。)

2 市長は、前条又は前項の規定により景観計画区域又は伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域若しくは重要広域幹線景観形成区域を定めたときは、それぞれの区域ごとにおける美しい景観の形成を図るための基準(以下「景観形成基準」という。)を定めるものとする。

3 景観形成基準は、景観計画区域又は伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域若しくは重要広域幹線景観形成区域のそれぞれの区域ごとに次に掲げる事項のうち必要な事項について定めるものとする。

- (1) 美しい景観の形成を図るための基本方針
- (2) 建築物及び工作物の規模、位置、色彩、意匠及び形態
- (3) 土地の形質
- (4) 木竹の態様
- (5) その他市長が必要があると認める事項

(景観計画の策定手続)

第11条 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽易な変更を除く。)について準用する。

(景観計画の策定等の提案をすることができる団体)

第12条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第45条第1項に規定する景観まちづくり協議会とする。

第2節 行為の制限等

(行為の制限)

第13条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者の当該行為は、景観形成基

準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令又は条例の規定により義務付けられたものの実施に係る行為
- (2) その他市長が特に認める行為

（届出事項等）

第14条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（次条第4号に該当するものを除く。）
- (2) 木竹の伐採（次条第5号に該当するものを除く。）
- (3) 物件のたい積（次条第6号に該当するものを除く。）

（届出を要しない行為等）

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- (2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、美しい景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
- (3) 規則で定める工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で規則で定めるもの
- (5) 木竹の伐採で規則で定めるもの
- (6) 物件のたい積で規則で定めるもの
- (7) 法第16条第1項各号に掲げる行為で規則で定めるもの

（特定届出対象行為）

第16条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

（助言、指導又は勧告）

第17条 市長は、景観形成基準に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為に関し景観形成基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合においては、金沢市景観審議会の意見を聴くことができる。

（報告等）

第18条 前条第1項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

（公表）

第19条 市長は、第17条第1項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（変更命令等の手続）

第20条 市長は、法第17条第1項の規定により設計の変更その他の必要な措置をとることを命じ、又は同条第5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

金沢市こまちなみ保存条例（平成6年3月23日条例第1号）

（こまちなみ保存区域の指定）

- 第5条 市長は、こまちなみとして保存育成することが必要な区域をこまちなみ保存区域（以下「保存区域」という。）として指定することができる。
- 市長は、保存区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域の住民及び金沢市こまちなみ保存委員会の意見を聴かなければならない。
 - 市長は、保存区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

（こまちなみ保存基準）

- 第6条 市長は、保存区域ごとに、こまちなみを保存育成するための基準として、こまちなみ保存基準（以下「保存基準」という。）を定めるものとする。
- 保存基準には、次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。
 - 建築物その他の工作物の規模、位置、色彩、意匠及び形態
 - 木竹の態様
 - その他市長が必要があると認める事項
 - 市長は、保存基準を定めるときは、その旨及びその基準を告示しなければならない。
 - 前条第2項の規定は、保存基準を定める場合について準用する。

（行為の届出）

- 第7条 保存区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。
- 建築物その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - 木竹の伐採
- 2 前項の規定により届け出なければならないとされる行為について、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、これをもって、前項の規定による届出があったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。
- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
 - 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

金沢市用水保全条例（平成8年3月25日条例第7号）

（保全用水の指定）

- 第5条 市長は、特に保全を必要とする用水を保全用水として指定することができる。
- 市長は、保全用水を指定しようとするときは、あらかじめ金沢市用水保全審議会の意見を聴かなければならない。
 - 市長は、保全用水を指定するときは、その名称及びその区間を告示しなければならない。

（用水保全基準）

- 第6条 市長は、保全用水ごとに、用水を保全するための基準として、用水保全基準（以下「保全基準」という。）を定めるものとする。
- 保全基準には、次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。
 - 用水の景観に関する事項
 - 開きよ化の促進に関する事項
 - 清流の確保に関する事項
 - 用水の利用に関する事項
 - その他市長が必要があると認める事項
 - 市長は、保全基準を定めるときは、その旨及びその基準を告示しなければならない。
 - 前条第2項の規定は、保全基準を定める場合について準用する。

(行為の届出)

第7条 保全用水内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 橋りょうその他の工作物の設置、大規模な修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 堤防、護岸及び河床に係る工事

2 保全用水に接する土地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 木竹の伐採

3 前2項の規定により届け出なければならないとされる行為について、景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、これをもって、前2項の規定による届出があったものとみなす。

4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

金沢市斜面緑地保全条例(平成9年3月26日条例第1号)

(区域の指定)

第5条 市長は、斜面緑地として保全することが必要な区域(当該区域に隣接し、一体となって保全の効果を高めるために必要な区域を含む。)を、斜面緑地保全区域(以下「保全区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)第46条に規定する金沢市景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、保全区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

(斜面緑地保全基準)

第6条 市長は、保全区域ごとに斜面緑地を保全するための基準として、斜面緑地保全基準(以下「保全基準」という。)を定めるものとする。

2 保全基準には、次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 緑地の保全に関する事項
- (2) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の規模、位置、色彩、意匠及び形態に関する事項
- (3) 動植物の生息環境及び生育環境の保全に関する事項
- (4) 崩壊防止その他都市の防災上必要な事項
- (5) その他市長が必要があると認める事項

3 市長は、保全基準を定めるときは、その旨及びその基準を告示しなければならない。

4 前条第2項の規定は、保全基準を定める場合について準用する。

(行為の届出)

第7条 保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (4) 物件のたい積

2 前項の規定により届け出なければならないとされる行為について、景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、これをもって、前項の規定による届出があったものとみなす。

3 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

金沢の歴史的文化的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例（平成14年3月27日条例第10号）

（寺社風景保全区域の指定）

- 第5条 市長は、寺社風景を保全するために必要な区域を寺社風景保全区域（以下「保全区域」という。）として指定することができる。
- 2 市長は、保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第46条に規定する金沢市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、保全区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、保全区域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合について準用する。

（寺社風景保全基準）

- 第6条 市長は、保全区域ごとに、寺社風景を保全するための基準として、寺社風景保全基準（以下「保全基準」という。）を定めるものとする。
- 2 保全基準には、次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。
 - （1）寺社風景の保全に関する基本方針
 - （2）建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の規模、位置、色彩、意匠及び形態
 - （3）木竹の態様
 - （4）土地の形質
 - （5）その他市長が必要があると認める事項
 - 3 市長は、保全基準を定めようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、保全基準を定めるときは、その旨及びその基準を告示しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、保全基準を廃止し、又はその基準を変更する場合について準用する。

（行為の届出）

- 第7条 保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。
- （1）建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - （2）木竹の伐採
 - （3）宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 2 前項の規定により届け出なければならないとされる行為について、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、これをもって、前項の規定による届出があったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。
- （1）通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
 - （2）非常災害のため必要な応急措置として行う行為

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例（平成17年3月25日条例第6号）

（沿道景観形成区域の指定）

- 第7条 市長は、美しい沿道景観の形成のために必要な区域を沿道景観形成区域（以下「形成区域」という。）として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により形成区域を指定しようとするときは、あらかじめ道路管理者等と協議しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定により形成区域を指定しようとするときは、あらかじめ金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第46条に規定する金沢市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、第1項の規定により形成区域を指定しようとするときは、金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第36条第1項に規定する金沢市屋外広告物審議会（以下「屋外広告物審議会」という。）の意見を聴くことができる。
 - 5 市長は、第1項の規定により形成区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
 - 6 第2項から前項までの規定は、形成区域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合について準用する。

(沿道景観形成基準)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定により形成区域を指定したときは、形成区域ごとにおける美しい沿道景観の形成を図るための基準として、沿道景観形成基準(以下「形成基準」という。)を定めるものとする。
- 2 形成基準には、形成区域ごとに次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。
- (1) 道路及びその附属物の色彩及び意匠に関する事項
- (2) 広告物及び広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)の位置、形状、面積、色彩、意匠及び表示の方法に関する事項
- (3) 建築物その他の工作物(道路及びその附属物並びに広告物等に係るものを除く。以下「建築物等」という。)の規模、位置、色彩、意匠及び形態に関する事項
- (4) 宅地その他の土地の形質に関する事項
- (5) 緑化に関する事項
- (6) その他市長が必要があると認める事項
- 3 市長は、形成基準のうち前項第1号に掲げる事項について定めようとする場合又は当該事項に係る基準を廃止し、若しくはその基準を変更しようとする場合は、あらかじめ道路管理者等と協議しなければならない。
- 4 市長は、形成基準のうち第2項第2号に掲げる事項について定めようとする場合又は当該事項に係る基準を廃止し、若しくはその基準を変更しようとする場合は、あらかじめ屋外広告物審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 前2項に定めるもののほか、前条第3項から第5項までの規定は、形成基準を定める場合又はその基準を廃止し、若しくは変更する場合について準用する。

(行為の届出)

- 第9条 形成区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、当該形成区域における形成基準に定めのない事項に係る行為については、この限りでない。
- (1) 道路の新設、改築、大規模な修繕又は色彩の変更
- (2) 道路の附属物の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は色彩の変更
- (3) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更
- (4) 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 木竹の伐採
- (6) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (7) 物件のたい積
- 2 前項の規定により届け出なければならないとされる行為について、金沢市屋外広告物等に関する条例第7条、第8条、第12条第4項及び第5項、第16条第4項及び第17条第1項の規定による許可の申請、第9条第2項、第16条第4項及び第17条第1項の規定による確認並びに第10条第6項の規定による届出があったときは、これをもって、前項の規定による届出があったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。
- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為